

土木設計等業務委託契約約款の一部改正 新旧対照表

改正案	改正前
<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書)に基づき契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(昭和12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を行ったものを含む。以下同じ。)を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。</p> <p>3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者(この契約が測量及び地質調査業務に関する委託である場合は、「主任技術者」と読み替える。以下同じ。)に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。</p> <p>9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書)を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。</p> <p>3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者(この契約が測量及び地質調査業務に関する委託である場合は、「主任技術者」と読み替える。以下同じ。)に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。</p> <p>9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。</p>

<p>10 この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについて は、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所 とする。</p> <p>12 受注者が設計共同体を結成している場合には、発 注者は、この契約に基づく全ての行為を設計共同体の代表 者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行 ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同体の全ての 構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発 注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について 当該代表者を通じて行わなければならぬ。</p>	<p>10 この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについて は、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所 とする。</p> <p>12 受注者が設計共同体を結成している場合には、発 注者は、この契約に基づく全ての行為を設計共同体の代表者 に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った この契約に基づく全ての行為は、当該共同体の全ての構成員 に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対 して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者 を通じて行わなければならぬ。</p>
---	---